

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分

笠間市告示第284号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づき、区域の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

笠間市長 山口 伸樹

- 1 a 区域 平成24年4月1日笠間市告示第282号で指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- 2 b 区域 指定地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 3 c 区域 指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域として定められた区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域の指定のない地域

平成18年3月19日に効力を生じた合併前の笠間市及び西茨城郡友部町の同月18日における地域は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く